

The background of the entire page is a repeating pattern of watermelon slices. Each slice is a triangular wedge with a green rind, a pinkish-red flesh, and several black seeds. The slices are arranged in a grid-like fashion, overlapping slightly.

# 住まいるニュース

Vol.51

# ライフプランシミュレーションと資金計画

## ライフプランと資金計画

お家づくりにおいて資金の問題は、誰もが抱えていらっしゃると思います。ですが、先送りしてしまったり、簡単な資金計画だけで物件探しからスタートしてしまうことが多いかもしれません。



## 資金計画が大切な理由

本当にご自身の  
適正な予算を  
知っていますか？

購入後の税金が  
いくらかかるか  
ご存知ですか？

背伸びして買って  
しまって、本当に  
支払って  
いけますか？

購入価格以外に  
諸費用が  
いくらかかるか  
ご存知ですか？

頭金を貯めてから  
買うべきか、  
今購入するべきか  
わかりますか？

何歳で完済するの  
かご存知ですか？  
しっかりと計画を  
立てていますか？



気に入った物件が  
見つかったときに  
住宅ローンが  
組めなかったら？

住宅ローン控除で  
いくら戻るか  
ご存知ですか？

住宅ローンの支払いだけでなく、他にも生命保険料の支払いやお子様の教育費、老後の資金など家計に占める大きな支出も考えなくてはなりません。

人生の三大支出に **住居費** **教育費** **老後費** があります。

まずは月々の家計収支を表に書き出し、現在の収入と支出を知ることが第一歩です。

そして住宅購入後の月々収支と貯蓄残高がどのように推移するのかを確かめ、きちんとしたライフプランを立て、住宅購入後のキャッシュフロー表を作成することから始めましょう。

購入予算についても、土地を購入後に注文住宅を建築する場合の予算配分やローンの組み立て方、中古住宅を購入してリフォームをする場合の資金計画など、ケースによって考える必要があります。

最初にお金の心配を解消し予算の目安を作ることで、気持ちよく物件探しをスタートできるのではないのでしょうか。



## ライフプランと資金計画の進め方

「月々いくら支払っていいのか」「何歳で完済できるのか」

「どのような住宅ローンの組み方が自分にあっているのか」ということをしっかり考えて、借入額を算出します。



次に、ご両親からの援助等も含めて、自己資金をいくら入れ、いくら手元に残すのか考えます。



これで、「土地」「建物」「諸費用」それぞれにかけられる予算が見えてきます。



その他に、現在のご収入、今後の収入予想、毎月の生活費、将来のライフイベント、住まいの計画、加入中の保険貯蓄残高などを聞き取りし、ライフプランとキャッシュフロー表でこれから起こりうるライフイベントとその時のお金の動きをイメージする事ができます。



資金計画をし、ライフプランを立てることで薄々感じられている将来的な不安が明確になります！

# 建設中現場のご紹介



N様邸(福知山市)



F様邸(京丹波町)



M様邸(福知山市)



展示場(篠山市)



S様邸(綾部市)



Y様邸(多可町)



T様邸(丹波市)

住宅事業部  
STAFFコラム

# 火災保険選び



住宅ローンを借りてマイホームを購入する場合は火災保険への加入が必須になることがほとんどです。

火災保険には火災や風災などのメインの補償以外にも特約（オプション）をセットすることでメインの補償を充実させたり、補償範囲を広げたりすることができます。

特約の内容は保険会社によって違いますが、参考にしていただける一つを紹介いたします。



今回の担当は、

営業

松井 耕一

です。

保険はお守りです。  
お住まいの環境に合せた  
保険をお選びください！

## 他人の家を燃やしてしまったときの補償

### 「類焼損害補償特約・個人賠償責任保険」

自分の家が火元で、周りの家を燃やしたりしてしまった時に、周りの家の損害を補償するための特約が類焼損害補償特約です。

分譲地など、比較的周りの家が近くにある場合には必要になりそうな特約ですが・・・

隣の家を燃やしたとなると弁償しないといけないような気がしますが、実は法律上は弁償したり、建て直ししたりする必要はありません。「失火責任法」という法律でそう定められています。

そうすると、隣の人が火元で自分の家が燃やしてしまったときも、隣の人は自分の家を弁償する必要はないということです。

じゃあ燃やしてしまったらどうするのか?ということですが、これは自分の家の火災保険で手当をする必要があります。つまり、他人の家に燃え移ってしまったとしても基本的には他人が入っている火災保険で手当てをします。

類焼損害補償特約は他人が火災保険に入っていないか、それでは十分損害を賄えない場合に始めて役に立つ保険です。

一方、失火責任法によって類焼の賠償責任は負わないという点について、「重過失」があった場合はこの限りではありません。

重過失の結果、類焼損害を与えてしまった場合に備えて、類焼損害補償があるのかというと、これも少し違います。類焼損害補償は、責任の所在は支払事由に関係しないため、重過失があった場合も補償されます。ただ、重過失がある場合は、法的な賠償責任を負うのですから、個人賠償責任保険で補償することができるのです。



## ヨネダの住宅ラインナップ

■未来を担うゼロエネルギー住宅

■想いがカタチになる家

■セレクトプランの家



ピンタレスト  
Instagram  
はじめました！  
最新の施工事例も  
満載です。  
ぜひご覧ください



省エネの工夫で  
消費エネルギーを減らし、  
使うエネルギーは自ら創り出す。  
究極のエコロジー住宅です。



内装・外装材全て自由にデザインも  
思いのままに楽しめる遊び心満載の家  
ご家族の想いをカタチに  
心地よい暮らしを実現します。



安心機能が全てセットの  
セレクト定額制プラン。  
家づくりに精通したヨネダから  
自信を持っておすすめする  
ベストプランが詰まっています。



株式会社ヨネダ 住宅事業部 ☎ 0120-406-217

京都府福知山市字堀小字道場2433番地 TEL:0773-22-6899 FAX:0773-22-1516

ゼロエネルギーで、暮らしを。

